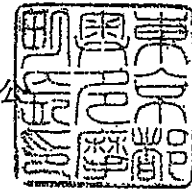




奥企第 187 号
令和 4 年 9 月 30 日

奥多摩町庁舎建設委員会
委員長 松本 祐一 様

奥多摩町長 師 岡 伸 公



諮 問 書

奥多摩町庁舎建設委員会設置要綱（令和 4 年 6 月 13 日要綱第 18 号）第 2 条に基づき、庁舎建設に関する下記事項について意見を求めます。

1. 諮問事項

- (1) 庁舎建設候補地に関する事
- (2) 庁舎建設基本構想に関する事
- (3) 庁舎建設基本計画に関する事

2. 諮問理由

現在の役場庁舎は、昭和 40 年に建設されて以来、55 年以上の間、奥多摩町政の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、過去に実施した耐震診断では国が定める耐震基準（Is 値）を大幅に下回る結果となり、老朽化や耐震性に大きな課題を抱えております。

近年、気候変動等による自然災害が多発するなかで、地域住民の安全・安心を確保するための「防災拠点」として重要な施設であること並びに住民に親しみやすい機能を有した施設が求められることから、速やかに役場庁舎の建設整備事業を進める必要があり、事業の推進を図るべく、この度、庁舎建設整備の基本構想及び基本計画を策定することとなりました。

基本構想の内容といたしましては、現庁舎の抱える様々な問題点を認識したうえで、新庁舎に求められる基本的な考え方をまとめ、それに基づき、新庁舎の位置、建設規模及び機能等の検討を行います。

また、新庁舎設計の指針となる基本計画は、基本構想に基づき、必要な機能や規模等について具体化しながら、新庁舎建設にあたっての課題や条件を整理し、施設計画や事業費等を確認します。

つきましては、新庁舎整備に係る建設候補地及び基本構想・基本計画の策定並びに付随する必要な事項について、貴委員会のご提言をいただきたく諮問を行うものです。

3. その他

- (1) 諮問事項 (1) 及び (2) については、令和 4 年 11 月中旬を目途に答申すること。
- (2) 諮問事項 (3) については、令和 4 年 12 月中旬を目途に答申すること。